

一宮町教育委員会傍聴人規則をここに公布する。

令和6年8月20日

一宮町教育委員会教育長 行之内 達生



一宮町教育委員会規則第5号

一宮町教育委員会傍聴人規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一宮町教育委員会会議規則（昭和56年一宮町教育委員会規則第3号）第13条の規定に基づき、一宮町教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、開会10分前までに、一宮町教育委員会傍聴受付票（別記第1号様式）に住所、氏名を記入し、係員の指示に従って傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴人の数は10人以内とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、傍聴人の数を変更することができる。

(傍聴ができない者)

第3条 次の各号の一に該当する者は、傍聴ができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると教育長が認めた者
- (行為の禁止)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) 教育長の許可なく、写真機、録音機等の録画、録音を目的とする機器を持込み使用すること。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

(制止等)

第5条 傍聴人が前条の規定に違反したときは、教育長はこれを制し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

2 教育長は、秘密会を開くときその他必要と認めるときは、傍聴人を退場させることができる。

第6条 教育長が傍聴の禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(一宮町教育委員会傍聴人規則の廃止)
- 2 一宮町教育委員会傍聴人規則（昭和29年一宮町教育委員会規則第2号）は廃止する。

別記第1号様式（第2条関係）

一宮町教育委員会傍聴受付票

年 月 日

受付番号	住 所	氏 名

